

中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会
地球環境小委員会合同会合事務局殿

平成 19 年 12 月 14 日

青 木 保 之

京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する
最終報告（素案）についての意見

標記について、次の通り意見を提出します。

1. I. 1. 地球温暖化に関する科学的知見 では、淡々とCO₂排出に伴う気候変動の発生とその影響を述べているが、わが国では、恵まれた自然条件の中で人の行為が自然に及ぼす影響、そしてその自然が人間の営みにどのような結果をもたらすかについてあまり深刻には考えていないように思われる。知識として、IPCCの報告や、作物の適地が変動することや、採れる魚も変わってくるか、北極海の氷山が溶けていることは良く知っているが、将来の子孫にどのような影響があるか真剣には考えていないようである。日本人特有と思われるが、どうにかなると考えているようである。そこで、この記述では、もっと具体的に、このままCO₂の排出が続けば、世界的には旱魃や水不足で食糧危機が生じ多数の人が命を落とすこと、平坦な島は水没、低地は海没する恐れがあること、熱帯性の疫病が蔓延する恐れがあること、豪雨が続き、水害や土砂災害が頻発することなどを書き、日本もその例外ではあり得ないことを強調すべきと考える。
2. 13ページの（国民運動） であるが、環境省が、チーム・マイナス6%活動で国民に呼びかけ、ある程度成果を挙げていることは承知しているが、この活動は大都市、企業を中心として行われている印象である。1億2千万人を対象としてきめ細かにその地域に応じた、家庭や業務でのエネルギー節約を主導するためには、どうしても地方公共団体なり地方の組織が真剣に取り組んでもらわねば成果が上がらない。このような趣旨は12ページの（地方の取り組みの強化）にも触れられてはいるが、この辺は、（国民運動）と（地方の取り組み）の関係を分かりやすく整理したうえ、地方公共団体に積極的に市民や産業にその意見を聞き、実態を把握しながら、中心になってCO₂削減に取り組んで貰うこと、国は、情報の提供や具体の相談に応ずるなど地方と一体となってこの問題に対応する体制を作り、国、地方が力を合わせて取り組む姿勢を描いてもら

いたい。

3. 21ページの4. 京都議定書目標達成計画の進捗管理についてであるが、22ページで対策指標と排出削減量の関係について「必要に応じて精査を行うべきである。」、当該年度以降2012年度までの対策評価指標と排出削減量の見通しなどを示し、かつ、必要に応じて具体的な方法を改定「京都議定書目標達成計画」に「明記すべきである」としているが、審議会が「べきである」と思うなら、「する」とか「しなさい」と書くべきではないか。「必要に応じて」とあるから「行う」「明記する」とするか、書きにくいのであれば、少なくとも「必要に応じて」を取り、「する必要がある」と結ぶべきではないか。